

会 議 録 目 次

令和 4 年第 9 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 4 年 1 2 月 5 日（月）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	第 62 号議案	令和 4 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）……………	3
日程第 2	第 63 号議案	令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	14
日程第 3	第 64 号議案	令和 4 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	16
日程第 4	第 65 号議案	令和 4 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……	18
日程第 5	第 66 号議案	令和 4 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	19
		（閉 会）……………	20

令和4年第9回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年12月1日（木）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 12月5日（月）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町           | 長 | 今 岡 寛 之 |
| 教 育           | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部         | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次         | 長 | 森 山 真 文 |
| 下 水 道 担 当 参 事 |   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次       | 長 | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課         | 長 | 藤 原 靖   |
| 魅力づくり推進課      | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 財 政 課         | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課         | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課         | 長 | 松 井 良 哲 |
| 防 災 課         | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 町 民 生 活 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課         | 長 | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課       | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 保健センター所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課         | 長 | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 生 涯 学 習 課     | 長 | 中 下 義 博 |
| 学校教育課教育指導監    |   | 小 村 孝 広 |

収 税 対 策 室 長            森 原 宏 生

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長            倉 本 勇 登  
主                            査            戸 成 正 考  
主                            任            辻            千奈美

10. 議 事 日 程

- 日程第1 第62号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第5号）  
日程第2 第63号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第3 第64号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第4 第65号議案 令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 第66号議案 令和4年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第5に至る各議案でございます。

○議長（桑原）日程第1、第62号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第62号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第5号。この度の補正予算につきましては、海田町事業継続応援金第4弾給付事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、第62号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第5号について御説明いたします。

はじめに、資料25、令和4年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算においては、人事異動や給与改定等に伴い、職員給与や諸手当、会計年度任用職員報酬等の増減を行っております。その他、精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増を行っております。また、9月補正予算においては、新電力会社の破産に伴う電力切替え等の影響により、電気代の不足が見込まれる施設について増額補正を行ったところですが、この度の補正予算においては、中国電力と通常契約を行っている低圧電力等の施設においても電気代の不足が見込まれる施設について、光熱水費の増額補正を行っております。これらについては件数が多く繰り返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただき、主な事業について御説明させていただきます。

それでは、資料25の7ページ、8ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の中段の財政一般事務事業については、総務省通知に基づき令和5年度からの決算統計帳票の追加に対応するため、財務会計システムを改修するものでございます。次のふるさと納税推進事業については、ふるさと納税寄附金が当初見込みを上回るため、歳入では寄附金収入を増額し、歳出ではポータルサイト業務委託料を増額するものでございます。次の旧海田公民館跡地整備事業については、旧海田公民館解体工事実施設計等業務委託料を増額するもので、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、9ページ、10ページをお願いします。徴税費の町税徴収事業については、町から金融機関への預貯金照会業務の電子化を図るため、関係事業を増額するものでございます。次に、11、12ページをお願いします。戸籍住民基本台帳費の中段、住民基本台帳管理事業については、総務省通知に基づき住民基本台帳ネットワークシステムのサーバーメモリを増設するため、増額するものでございます。次の社会保障・税番号制度運営事業については、マイナポイント申請サポート業務を委託するため増額するもので、その財源としてマイナポイント事業費国庫補助金を歳入で増額いたします。

次に、17、18ページをお願いします。民生費、社会福祉費の上からの三つ目、福祉センター改修事業については、福祉センター空調設備の改修工事を行うため増額するもので、資料27として工事等箇所図を提出しております。財源としては起債を歳入で増額し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、25、26ページをお願いします。生活保護費

の生活保護一般事務事業については、医療扶助オンライン資格確認に係る統合専用端末を購入するため増額するものです。関係する財源として、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を歳入で増額し、この度の歳出補正に充当するとともに、同事業の当初予算に計上済みのシステム改修費や社会福祉費の関係する人件費にも充当し、財源振替を行っております。

次に、27、28ページをお願いします。保健衛生費の二つ目、火葬料助成事業については、申請件数の増加により火葬料補助金に不足が見込まれるため増額するものでございます。次に、一つ飛んで未熟児養育医療費給付事業については、未熟児養育医療費の利用が見込みを上回り不足が見込まれるため増額するもので、その財源として国庫支出金、県支出金、保護者負担金をそれぞれ歳入で増額いたします。

次に、31、32ページをお願いします。農林水産業費の農業費の農道水路改修事業については、工事箇所が増により既存予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、33、34ページをお願いします。商工費の海田町事業継続応援金第4弾給付事業については、事業概要資料として資料26を併せて提出しておりますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰等により経営に影響を受けている中小企業者等を応援するため、対象者に応援金を給付するものです。財源として、県支出金については原油価格物価高騰等中小企業支援緊急対策事業県補助金を歳入で増額補正し、充当しています。また、国庫支出金については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を歳入で増額補正し、この度の歳出補正に充当するとともに、9月補正予算で計上済みの海田町地域経済応援事業にも充当し、財源振替をしております。

次に、37、38ページをお願いします。土木費、道路橋りょう費の町内道路修繕事業については、既存予算の調査業務委託料や町内道路修繕工事費に不足が見込まれるため、増額するものでございます。次の町道改良事業については、既存予算に不足が見込まれるため、それぞれ増額いたします。また、同事業の一番下に記載の町道4号線外道路改良工事については、工事等箇所図として資料28を提出しておりますが、南昭和町地内の町道4号線外道路の改良工事を新たに行うため増額するもので、繰越明許費を併せて設定いたします。次の橋りょう修繕事業については、既存予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。次に、43、44ページをお願いします。町内水路修繕事業、町内水路浚渫事業、河川修繕事業ともに、既存予算に不足が見込まれるため、それぞれ増

額するものでございます。

次に、45、46ページをお願いします。上から二つ目、消防庫整備事業については、仮称中店消防庫整備工事の実施設計業務委託料として増額するもので、この財源として、起債を歳入で増額し、繰越明許費を併せて設定いたします。

次に、49、50ページをお願いします。教育費、小学校費の小学校管理運営事業については、既存の施設修繕料に不足が見込まれるため増額するものでございます。次の小学校改修事業については、海田西小学校の総合設備改修工事を行うため増額するもので、繰越明許費を併せて設定いたします。なお、小中学校の箇所づけのある工事については、それぞれ工事等箇所図として資料29を併せて提出しております。次に、小学校空調設備改修事業については、学級数の増加に伴い海田西小学校と海田南小学校の空調設備を改修するもので、その財源として起債を歳入で増額し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、51、52ページをお願いします。中学校費の中学校管理運営事業については、既存の施設修繕料に不足が見込まれるため増額するものでございます。次に、中学校改修事業については、海田中学校消防設備改修工事と海田西中学校保健室及び校長室天井等改修工事を行うため増額するもので、財源として起債を歳入で増額し、繰越明許費を併せて設定いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出補正で御説明した特定財源の増については説明を省略させていただきます。民生費国庫補助金及び民生費県補助金において、子ども・子育て支援交付金をそれぞれ減額しているものについては、この度の児童館費の人件費の減額補正に伴い、特定財源を併せて減額しているものでございます。次に、下から二つ目の財政調整基金繰入金と一番下の前年度繰越金については、財源調整としてそれぞれ増額しているものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第62号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,985万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億7,561万円9,000円とするものでございます。次に、3ページ目をお願いします。第2表、繰越明許費について、歳出補正で御説明した繰越明許費の設定のほか、仮称町道143号線道路改良事業及び海田総合公園改修事業についても、工事の年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を設定いたします。続いて、5ページ目をお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。広報かいた

発行業務にかかる額については、令和４年度中に令和５年度から令和７年度における本業務の受託候補者をプロポーザルにより選定するため、債務負担行為を設定するものでございます。次に、６ページ、７ページは、第４表、地方債補正でございます。歳出で御説明のとおり、それぞれ補正するものでございます。以上で、令和４年度海田町一般会計補正予算第５号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）１５番、佐中です。二、三点お尋ねします。

まず、８ページの旧海田公民館、これは解体するのに実施設計委託料９１０万、そんなに委託するのにかかるのか、それともプロポーザルみたいに設計と工事含めてやるのかどうか。何かすごい更地にするのにお金がかかるとなというふうに感じるので、その内訳の説明を求めます。二つ目には、１２ページ、一番下の委託料、社会保障の問題で、これは特定財源であれじゃろ、ポイント制でどっかコンビニとか、あるいはスーパーとか、そういうところが増えるからこういうふう増額するのかどうかお尋ねいたします。それから、３４ページの、全協でも言いましたが、資料２６にもありますけれども、海田町の事業の継続応援金第４弾の中で、１弾から３弾までですがね、本当にこれが経営を維持するのに効果があるのかどうか。この間、倒産、廃業、あるいは未申請、この流れが知りたいんです。実際、コロナの問題で大きく影響を受けておるんですが、もっと工夫するところがあったんじゃないかなと思うので、もし、倒産あるいは廃業、あるいは未申請というのが、分かる範囲で御答弁を願いたいと思います。消防費の中でも同じことが、旧海田公民館の中での工事の実施設計委託料４５０万、こんなに要るんですか、委託するだけで。ちょっとそこら辺、詳しく説明を求めます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず１点目、資料８ページの旧海田公民館跡地整備事業９１０万円につきましては、こちら解体工事実施設計等業務委託料の費用でございまして、その内訳としましては旧海田公民館既存建物解体工事を行うための実施設計業務と併せて、跡地敷地利用計画の検討業務のための費用が含まれているものでございます。また、解体工事実施設計に当たりましては、アスベストの分析調査とその撤去のための設計費用いうところで内訳としては含まれております。また、併せて御説明いたしますと、資料４６ページの消防庫整備事業につきましては、仮称中店消防庫整備工事の実施設計業務委託料でこ

ざいまして、それぞれ積算基準に基づきまして積算したものでございます。また、契約書につきましては、この2点を合わせて指名競争入札を予定しているところでございます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）2点目の、資料12ページの社会保障・税番号制度運営事業の今回委託する原因はマイナポイントということだったと思うんですが、これはまず、おっしゃるとおり、現在、国のマイナポイント第2弾の実施によりまして、来庁者の増大に伴いまして1件当たりに要する時間が長くなっている現状がありまして、今回、作業の一部を委託することで来庁者の利便性を図り、サポートの分業をすることで作業の効率化を図りたいとするものでございます。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）事業継続応援金のところでございます。まず、海田町内の倒産とかというところなんですけども、これ、前回の委員会でもちょっと答弁いたしましたけれども、海田町内の倒産というところについては把握をしておりません。広島県全体の企業の倒産状況というのは広島県が調査をしておりまして、その数字を県全体の中の面的なものとして把握しているというところでございます。あと、未申請なんですけども、海田町の平成28年の経済センサスという統計調査があるんですけども、その事業者は約1,200ございます。前回の第3弾が335件の申請がありましたので、その差引きが申請をされていない事業者に当たるのかというふうに思っております。最初のこれまでのこういった事業が、効果があったのかというところなんですけども、第1弾から第3弾の事業を行いまして、3回連続で申請をされた件数が213件ございます。やはり、非常に売上げに苦しんでいる事業者がまだまだ多いというふうにありまして、一定程度の効果はあったものと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）ただいま、今の公民館の問題、解体をするぶんと消防庫の新しく、これ、46ページ実施委託料、合わせてやってもいいんじゃないかというように感じるんですが、仕事の内容が費目が違うからここに上げたと言われればそうかもしれませんが、一緒にやったほうが安く済むんじゃないかなという感じを受けます。それと、もう一つは今の事業の継続の応援金、これ、今、338件言われましたけども、これは法人なのか個人なのか、分かれば御答弁をお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目につきましては、議員お尋ねのとおり、まず目的別予算にしたがって、8ページのほうには総務費のほうに旧海田公民館跡地整備事業としての費用、46ページのほうは消防費というところで消防庫整備事業をそれぞれ費目にしたがって計上しているところでございますが、こちら同一敷地内で関連する業務のため、予算議決後は1本の契約にまとめて効率的に事業を執行してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）佐中議員の質問の2点目でございますけども、先ほど、答弁いたしました335件につきましては、個人、法人、両方足した件数でございます。

○議長（桑原）執行部に言っておきます。質問されたことはきちっと最後まで答弁してください。よろしくお願いします。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今の8ページ、910万円とこういうことになつとるわけですが、解体設計ということだから、そういう言葉で誤解を招くわけじゃが、消防庫の建設、単に解体だけということになれば、ものがなくなって更地になれば、ああ、ようになったと、こういうことになるんですね。建設のほうになったら、せつかく建てても、ペンキの塗りが悪いとか何とかいう、そういう、中身が違うんだから、設計と解体というものと分けるべきだろうと。そこで何が言いたいのかというと、この解体なんかに設計、アスベスト云々ということもあったけど、そんなもん見積り取ればね、設計をしなくても業者二、三者呼んでいわゆる参考見積りを取れば、悪い言い方するんじゃけども、ただで見積りができる。こういうこともちょっと考える必要があるんじゃないかと。何か知らんけども、一括で出して訳分からんように、どさくさで紛れてやろうというような変な誤解を招く。それぞれに、今もあったように、消防庫なら消防庫、分割してこういうものを提案すべきじゃないかと、こういうふうに、今言うたように見積りを取ったほうが早いんじゃないか、安いんじゃないか。

同じこと関連して、38ページ、これも同じことじゃが、4段ほどあるけども、上から2段目の町道か、工事の設計費は600万、一番下の橋りょうの修繕、関連どうするんか知らないけども、工事費が150万で、の。こういうところがどうも理解しにくい。ちょっともっと詳しく説明してもらいたい。設計費が600万で工事費が150万、どうもこういうところが理解できない。ただ、委託、委託、設計、設計でこう出しよるんじゃないか。この辺のことを詳しく、資料があるんなら資料も含めて説明してもらいたい。

もう一つは、44ページにね、3列ほどあるんだけど、真ん中、水路の浚せつということ、見た感じで維持費じゃないかというふうに思うわけですが300万円、こういう維持費ということ、維持費かどうか分からないので、そこも確認せにやいかんのですが、維持費とか云々ということになると、年間のそういうもの過去のデータである程度出とるんじゃないと思う。緊急事態もあつたときに対応できん。そこらをしっかり見計ろうて、こういう予算を、補正を組まんでも維持費は確保できるように、いつでも緊急事態に対応できるような予算計上しておくべきではないかと言うと。以上、3点ほどお尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目の旧海田公民館解体工事設計業務、職員でできるんじゃないのかということと、消防庫の新設の実施設計業務とは切り離したほうがいいんじゃないのかというところでございますが、解体工事におきましては、先ほど答弁したとおり、アスベストの撤去等、専門的な部分もございますし、安全に解体工事を進めるためには、外部設計委託が必要なところがございます。また、解体と消防庫新設につきまして、まず、跡地利用計画検討業務というところで、敷地利用について消防庫と平面駐車場の敷地分割を想定した上で適切かつ効果的な施設配置を検討し、施設利用計画を取りまとめた上で、それぞれ設計を進めるに当たり、それぞれ相互に密接に関連するということで、一括発注したほうが効率的、かつ適切に業務が進められるものと考えているところでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）2点目の38ページの委託料と工事費でございますが、2段目の調査業務委託料につきましては、道路修繕工事におきまして、事前に影響の及ぶ範囲で、家屋調査等、事前調査をする必要が生じたため、補正させていただくものです。また、工事につきましては、修繕費、先ほどの河川のほうも含めまして、水路浚せつ等含めまして、今年度、予想以上に修繕工事と、あと水路浚せつの御要望等がございまして、年末になりましたけども、今年度末まで予算が不足するというところで、今回補正させていただくものでございます。今後も過去の資料等十分調査して、なるべく不足が生じないように予算を計上していきたいと考えます。

○議長（桑原）44ページも含めて。

○建設課長（早稻田）44ページの河川修繕事業につきましても、今年度の河川の修繕が必要になったところが予想以上に増えましたので、この度補正させていただくものでござ

います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の8ページの件なんじゃけども、答弁漏れいうか、要するに、業者も、変な言い方かも知らんが、業者かてプロじゃ。見積りせえ言やあ、そりゃあ陰圧じゃなんじゃいうてそういう施工方法は十分分かつとるんよ。だから、そういうやり方もあるんじゃないか。いわゆる経費節減というか、そういうことも一種の知恵の内じゃろう思うよ。その辺のことの答弁が漏れとる。それと、今の言う修繕や何か、そういう所が、箇所が特段に増えた、そりゃ、道路や川に穴が空いたり、石垣が崩れたりすれば直さなきゃいかんのは分かるよ。だから、そこらを過去のデータである程度の予測をつけた積算ができるんじゃないか。要するに、44ページでも言ったように、分からんけども、修繕とか何とかいうことになる、さっき言うたように、維持費だろうと。維持費なら、なおさら今言われる緊急で言うとするわけよ。困つとるからすぐ対応できにゃいけん。何が言いたいか言うと、補正予算組まんでも対応できるようにせえということを言いたいわけよ。いちいち、なんかいうて緊急で、石垣がずれとるから直してくれ、お金がないから補正予算組まにゃいけんけえ3か月待ってくれ。そういうことじゃ、災害が起きたとき大変なことになるから、そういうものをしっかり確保しておく必要があるんじゃないかと。そこらの計画性はどうかとということをするんよ。その辺について、もうちょっと、再度答弁願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目の解体工事に係る設計について、業者にお問い合わせできるんじゃないかといったお尋ねでございますが、その場合、かなりの業務量、業者に過度な負担をお願いするような形となりますので、公共としては専門性のある業者委託、対価をしっかり支払ってきちんとした設計図面、積算根拠をもって、その後の適正な競争入札、あるいは適正な工事の履行の確保のために必要な経費と考えているところでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員おっしゃられるように、待っていただくことがないようにしていかなくてはならないと考えております。限られた予算の中で効率的にやっていきながら、災害等で緊急に必要な場合につきましては、予算の流用とか充用をしまして、当たっていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○9番（下岡）2点ほどお尋ねします。まず第1点目は、先ほどの前田議員の続きみたいな話ですけれども、32ページ、農道水路改修事業、これ、当初1,000万円みとって追加で450万ということで、事情は同じような事情だろうと思うんですけれども、間違っているのか、補正した金額の率が高過ぎる。前の今の道路だ橋りょうだというのは比率的にあれですけども、1,000万に対して450万、5割近くも増やしている。当初、何件みとって件数がどの程度増えたのか、あるいは別の要素としては、大きなどっかの工事をやらなきゃいけない、金額の張るところが出てきたからそういうことになったのか、その辺の事情を説明してください。

もう1点は、繰越明許費ですけど、西ノ谷川支川改修工事、当初予算で7,000万組んで、出合橋1号橋架替えと137号の張り出し部分ということで、7,000万組んだんですけども、張り出し部分の工事は11月に終わりましたけども、出合橋1号橋は、まだ、全く着工されていない。その前提として、この出合橋1号橋を架け替えるためには用地の買収が必要になるわけですね。これについて一般質問でもしているけども、秋までに終わらせるという答弁があったんですけども、秋までに終わるとるんなら、この12月に補正予算としてこの用地買収費が計上されなきゃいけないのに、その用地買収費の補正予算も計上されていない。本工事である1号橋の架替えの繰越明許も計上されていない。ということで、この1号橋の工事は、現在、どういうことになっておるのか、ちょっと説明してください。以上、2点。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず1点目の農道水路改修事業のほうでございますが、当初何件を予定していたということでございますが、こちらにつきましては、過去の実績を基に額をはじいております。件数でいきますと、ざっくりでございますが、約30件程度というところでございます。今年度、どうだったかということにつきましては、ちょっと集計表を持ち合わせておりませんが、額の小さいものから大きいものまでありますので、件数的には例年並みぐらいでございます。ただし、今現在におきまして、約7件の工事を待っていただいております。また、今後想定されるものを含めて約5件、約12件について、今回、補正を挙げさせていただいたものでございます。

次、2点目の出合橋1号橋のほうでございますが、137号線の張り出し車道のほう方は撤去して終わっております。出合橋1号橋につきましては、現在、あの周辺の宅地造

成工事が終わりました、地権者と協議を進めております。併せまして、関係機関との協議を進めておるんですけども、現在時間がかかっております。そういった観点から、今後、どういうふうにさせていただくか、まだはっきりと見えてないところがございますので、この度は繰越明許の補正のほうを控えさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今の農道水路事業なんですけど、前田議員も指摘したけど、今もう12月ですよ。農道水路なんかが壊れるといたら、梅雨あるいは台風シーズンに大雨が降って壊れるというケースが大半なんですよね。今ここへ来て、12月、もう渇水期ですから、そんなに農道水路が壊れることないんですよ。だから、何で今頃になって計上するのかと。今、お聞きしたら、まだ待ってもらっているのが7件とかあると。これからもまだ5件ぐらい出るだろうと。12件ぐらい増えるから、当初30件に対して今度12件増えて42件ぐらいになるから450万計上したんだと。その時期が遅いでしょう。もっと早くやらないから、7件ぐらい待たせるようになってるんですよ。今ごろやったって、何の意味もないじゃないですか。大雨の降るシーズンにそれをやらないと意味がないことでしょう。計画性がない。何をやっているんだという話ですよ。だから、前田議員も指摘したけど、こういうものというのは即やらなきゃいけないんだから、予算の立て方おかしいんじゃないですか。待ってもらわなきゃいけないような予算の立て方してどうするんですか。その辺答えてください、予算の立て方、予算方。

それと、今の出合橋1号橋、状況が全く見えないんですよ。状況が見えないので、今から用地買収がどの程度まで進んでいるのか進んでないのか。年内に無理なんだったら、用地買収済ました後でないと工事の発注はできないわけだから、もうおそらくこの時点ではっきりしてないということは着工は無理なんじゃないです。そこをちゃんと早く判断して、無理なんだったら早く繰越明許をかけるべきでしょう。そこが曖昧なまま中途半端なまま、何の判断もせんと放っとくというのはどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）まず、計画性がないいうところにつきましては、今後、もっと精査していきたいと考えておりますが、この度の待っていただいているところにつきましては、農業時期、田んぼとか終わって渇水期になってからやりましょうというところで、この度の補正後にやらせていただきたいということで、調整を図っているところでございます。今後もっと計画性があるような執行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、出合橋 1 号橋のほうでございますが、交渉の内容につきましては相手方がありますので、この場で詳細については差し控えさせていただきますが、以前のようにちょっと話ができない状況ではなくて、少しずつではございますが前に進んでおります。もう少し経緯のほうを見守っていただいて、我々としましても早期の完成を目指してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第62号議案について採決を行います。お諮りいたします。第62号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、第63号議案、令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第63号議案、令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号。

この度の補正予算につきましては、東部浄化センター維持管理事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、第63号議案、令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について御説明いたします。

初めに、資料30の令和 4 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。それでは、資料30の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費、一般管理費、職員給与費事業です。人事異動に伴い、人件費を減額するものです。次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。総務費、下水道管理費、公共下水道管理費の東部浄化センター維持管理事業負担金です。電気料金の増加により広島県から示される負担金が増額されたため、これに対応するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。繰

入金の一般会計繰入金、基準外を1,490万1,000円増額いたします。

続きまして、議案について御説明いたします。第63号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,490万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を13億2,806万4,000円とするものでございます。次に、繰越明許費でございます。3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許につきましては、昭和雨水幹線整備工事の入札が複数回にわたり不成立となり年度内の完了が困難となったため、公共下水道整備事業で5,000万円の繰越明許費の議決をお願いするものでございます。以上で、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）今の説明の中で、まず東部浄化センターというか、ここが2,200万増になつとる。負担金だから仕方がないと言えはそうだけでも、年間で維持費がほぼ出とるはずなのに、急きょ2,000万円増えた。それはどういうことでそうなったのかというのが一つ聞きたいのと、繰越が5,000万、業者の数だとかいうような言い訳は過去何回かあるわけですが、業者がおらんで繰越となると、また繰越の繰越の、ずっと新規事業を計上して、そんでまた繰越、繰越いうて、結論から言えば訳分からんことをやつとる、我々から言うたら。あんたらは頭の整理できてちゃんとしとるんじやろうけども、何か議会をだますようなことで、分からんように、いいかげんなことをしとるように思うんよ。だから、もうちょっと消化できる工事を積算して、できんのなら、一旦没にして取り下げて計上し直すべきじゃないか。しゃつとそこらね、俗に言う、明朗会計じゃないが、明朗なこの執行に努めてほしいと思う。その辺にあわせて、どう考えとるのか。以上2点。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）まず1点目でございます。令和4年度の当初予算編成の資料を頂いた後に、広島県の東部浄化センターが契約しております電力会社、新電力会社の倒産に伴いまして、そういった電力費用が上昇したという報告を受けており、今回やむを得ず、負担金の増額を依頼されたものでございます。2点目、繰越明許でございます。今現在、複数回入札を行っておるんですけども、全者辞退ではなく1者残っていられっやる中で入札のほうの不成立の状況でございます。今、対応について検討しておるところ

でございますが、見込みがございますので、この度繰越明許のほうをお願いするものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）今ね、再質問が出たけ、言うんじゃなしに、先、説明しなさいや。電力が倒産した、しょうがないじゃない。先、言いなさいや。そしたら、再質問ないじゃない。どう思われますか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）失礼いたしました。御指摘のとおり、次回からそのような理由についても明確に説明をさせていただくようにさせていただきます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第63号議案について採決を行います。お諮りいたします。第63号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第64号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第64号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、一般被保険者療養給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第64号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。資料31、令和4年度補正予算説明書にしたがひまして歳出から説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付事業については、療養給付費が当初の見込額を上回ったため、9,000万円増額するものでございます。続きまして、5ページ、6ページをお

願いたします。保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養事業については、高額療養費の給付費が当初の見込額を上回ったため、300万円増額するものでございます。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費、傷病手当金の傷病手当金支給事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により傷病手当金の申請者が増加したため、150万円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金については、歳出の保険給付費等の増額分の財源として9,300万円増額するものでございます。次の特別調整交付金分については傷病手当金の増額分の財源として150万円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第64号議案をお願いいたします。この度の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に9,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,646万1,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）一般被保険者療養給付費が9,000万増えたということですが、先ほど崎本議員が言われたように、増えた理由を教えてくださいんのですが。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）保険給付費上昇の理由ということでございますが、海田町の国保の被保険者数は減少傾向にございますが、令和4年8月診療までの1人当たりの保険給付費につきましては、新型コロナ感染症に係る診療報酬の臨時引上げ等の影響下にあった令和3年度とほぼ同規模の高水準で推移している現状で、令和4年度以降、被保険者の受診行動が元の形態に戻りつつあることにより、保険給付費が増加しているところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第64号議案について採決を行います。お諮りいたします。第64号議案につい

て原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第4、第65号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第65号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、介護予防支援職員給与費事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本) 第65号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料32、令和4年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。

それでは、資料32の保険事業勘定の3ページ、4ページをお願いいたします。地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の包括的支援職員給与費事業につきましては、給与改定に伴い、15万7,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。8款、繰越金につきましては、包括的支援職員給与費の増額に伴う財源調整のため、15万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援職員給与費事業につきましては、人事異動及び給与改定に伴い、95万1,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。5ページ、6ページをお願いいたします。2款、繰入金につきましては、介護予防支援職員給与費の増額に伴い、一般会計からの繰入金95万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第65号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に15万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を21億3,518万1,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に95万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,970万4,000円とするものでございます。以上で、令和4

年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第65号議案について採決を行います。お諮りいたします。第65号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第66号議案、令和4年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第66号議案、令和4年度海田町水道事業会計補正予算第1号。この補正予算につきましては、動力費及び負担金の増額並びに人件費の減額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、第66号議案、令和4年度海田町水道事業会計補正予算第1号について御説明をいたします。初めに、資料33の令和4年度補正予算説明書にしたがいまして御説明いたします。それでは、資料33の1ページをお願いいたします。収益的支出の水道事業費用の営業費用です。原水及び浄水費と配水及び給水費につきましては、給与改定及び電力価格の高騰により増額するものでございます。総係費につきましては、人事異動及び広島市水道局から職員派遣を受け入れていることにより、増額するものでございます。

それでは、第66号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算、第3条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を1,530万7,000円増額し、4億9,033万9,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を694万9,000円減額し、6,812万2,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町水道事業会計

補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第66号議案について採決を行います。お諮りいたします。第66号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、町長から発言の申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和4年第9回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。12月1日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方に慎重に御審議いただき、ありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決します。

以上で、令和4年第9回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労様でした。

午前10時05分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員